

平成 18 年（行ウ）第 467 号、平成 19 年（行ウ）第 224 号、平成 20 年（行ウ）第 108 号

下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原 告 原 田 学 ほか

被 告 東 京 都、国

参 加 人 世 田 谷 区

## 準 備 書 面 58

平成 27 年 3 月 24 日

東京地方裁判所民事第 2 部 A 係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉 藤 驍 ほか

補助 54 号線および区画街路 10 号線の事業変更認可の重大な違法

### 1 世田谷区による事業期間の延伸認可申請と認可

- (1) 世田谷区は、東京都に対し、平成 27 年 1 月 19 日付けで、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業期間の延伸を含む事業計画変更認可申請を行った。
- (2) そして、世田谷区の発表によれば、東京都は、同年 3 月 17 日、事業計画変更認可を決定し、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業期間は、平成 34 年 3 月 31 日まで延伸された（甲 213）。
- (3) 補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線は、平成 18 年の事業認可の時点においては、事業期間が平成 18 年 10 月 18 日から平成 27 年 3 月 31 日までの約 9 年 5 ヶ月間とされていたものが、7 年間延長され、事業期間は平成 34 年 3 月 31 日までの約 16 年 5 ヶ月間となった。

補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業期間は、平成 18 年の事業認可のときと比べて、約 1.7 倍になったことになる。

(4) また、今回の事業計画変更認可では、事業費の額も大幅に増額された。

補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の平成 18 年の事業認可の際の事業費は約 138 億円であったが、今回の事業計画変更認可では、約 198 億円となった。（甲 213）

補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業費は、平成 18 年の事業認可のときと比べて、約 1.5 倍になったことになる。

## 2 事業施行期間の適切性に関する被告東京都の主張

被告東京都は、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業施行期間の適切性について、認可権者の広範な裁量権の行使に委ねられているとの主張を前提として、以下のように主張する（東京都準備書面（1）・24～25 頁）。

(1) 世田谷区は用地取得に要する期間を平成 19 年度から平成 25 年までの 7 年間、工事に要する期間を平成 22 年度（区画街路 10 号線は 24 年度）から平成 26 年度までの 5 年間と計画して平成 27 年 3 月 31 日までの期間を申請したところ、用地買収の対象となる地権者及び補償を要する物件の数等を考慮し、世田谷区が、用地取得に要する期間を平成 19 年度から平成 25 年までの 7 年間と計画したことは適切であると判断した。

(2) 工事に要する期間については、小田急線連続立体交差事業に係る工事の完了予定時期等を考慮し、本件各工事は、平成 22 年度からの着工予定とするとともに、補助 54 号線の工事重複区域では、小田急線連続立体交差事業に係る工事の平成 22 年度完了を考慮して平成 24 年度の着工を見込み、区画街路 10 号線の工事重複区域では、小田急線連続立体交差事業に係る工事の平成 25 年度中の完了を考慮して同年度中の着工を見込んでいること等を考慮し、工事が平成 26 年度末までに完了することが合理的と見込まれた。

## 3 厳格な司法判断の必要性（小田急大法廷判決からの要請）

(1) しかしながら、事業施行期間中は、都市計画法 69 条以下に規定する土地等の収用等、同法 65 条に規定する建築等の制限、同法 67 条に規定する先買い

権など一定の法律効果が生じ、事業地について権利を有する者に対して種々の法的効果が及ぶことになる。

すなわち、認可された事業の施行期間は、事業地の土地等の権利者にとっては、土地の利用制限や収用を受ける地位に置かれるなど自己の財産権に対する制限を受ける期間となる。

当然のことながら、憲法 29 条に基づく財産権の制限は合理的なものでなければならぬ。

したがって、認可権者の事業施行期間の適切性に関する判断は、合理的なものであることを要する。

- (2) また、都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定は、事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、その趣旨及び目的としている（最高裁大法廷判決平成 17 年 12 月 7 日）。

事業施行期間は、事業地の周辺地域に居住する住民の健康又は生活環境に重大な影響を及ぼす期間となるのであるから、認可権者の事業施行期間に関する判断は、この点においても合理的なものであることを要する。

- (3) したがって、認可権者の事業施行期間に関する判断の裁量には、事業認可が強制的権利制限を伴うとともに、周辺住民の健康又は生活環境に重大な影響を与えるものであることに照らして厳しい制限があり、事業施行期間の適切性は、厳格な審査基準に基づき司法審査されるべきである。

#### 4 補助 54 号線・区画街路 10 号線の施行期間が適切でないこと

- (1) 被告東京都は、前述のように、用地買収の対象となる地権者及び補償を要する物件の数、小田急線連続立体交差事業に係る工事の完了予定時期等を考慮し、施行期間の適切性を判断したというが、当初約 9 年 5 ヶ月間の予定であったものが、約 16 年 5 ヶ月間（約 1.7 倍）に延長されたということは、

東京都において、基本的な技術的知見が欠けていたというほかない。

- (2) また、同時に平行して行われている本件鉄道事業の事業期間については、その事業認可の時点においては、事業期間が平成 16 年 3 月 23 日から平成 26 年 3 月 31 日までの約 10 年間とされていたものが、平成 31 年 3 月 31 日までの約 15 年間に延長された。

本件鉄道事業については事業当初から工事の遅れが指摘されており、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の平成 18 年 10 月の事業認可の時点においても、本件鉄道事業が当初の事業期間である平成 26 年 3 月 31 日までは完了しないことが当然予見できたはずである。

- (3) 実際、小田急小田原線の連続立体交差事業においては、梅ヶ丘駅から喜多見駅間の区間についても、平成 6 年 5 月の事業認可時においては、施行期間を平成 12 年 3 月 31 日までとされていたものが、同月、平成 17 年 3 月 31 日まで延長され、さらに同月には、平成 20 年 3 月 31 日までに再延長されたという経緯がある。

- (4) したがって、東京都としては、本件鉄道事業が、当初の事業認可の事業期間内には完了しない可能性が高いことを考慮に入れ、その進捗状況を確認した上で、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業期間の適切性を判断すべきであったのである。

- (5) ところが、東京都は、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業期間について、平行して行われている連続立体交差事業の進捗状況を確認せずに、漫然と本件鉄道事業の当初の事業期間を前提として、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業認可を行ったのである。

- (6) したがって、東京都は、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の施行期間の適切性を判断するにあたって、その前提となる技術的な要素を合理的に判断したとは到底いえず、裁量の範囲を逸脱しているといわざるを得ない。

(7) なお、仮に、東京都において、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業認可時における事業期間に合理性があると主張するのであれば、いかなる事実に基づいて、合理性を判断したのかを具体的に主張・立証するべきである。

(8) このように、東京都は、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の施行期間について、合理的な判断をしておらず、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の施行期間は不適切である。

したがって、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の平成 18 年の事業認可は、都市計画法 61 条 1 号に反し、違法である。

#### 5 事業費が大幅に増加したことの問題点

(1) 前述のように、世田谷区の発表によれば、補助 54 号線（第一期工区）及び区画街路 10 号線の事業計画変更認可にあたって、総事業費が当初の約 138 億円から約 198 億円に増加したとのことである。

約 138 億円から約 198 億円への増加ということは、事業費が約 1.5 倍になったということである。

(2) 事業期間が約 1.7 倍になり、事業費が約 1.5 倍になったということは、事業の内容自体が当初の計画からは異なっており、今回の事業計画変更認可にかかる事業と平成 18 年の事業認可にかかる事業との間に同一性が保持されているのかどうかも疑わしい。

(3) 都市計画法は、都市計画事業の事業計画を変更しようとする場合には、変更の認可を受けなければならないと定め（63 条 1 項）、認可者において、改めて、事業内容の都市計画との適合性および事業施行期間の適切性を判断し、認可の告示を行わなければならないと規定している（63 条 2 項、60 条、61 条、62 条）。

(4) そして、同法 60 条 3 項 3 号が、事業認可申請書に資金計画書の添付を義務付けていることは、事業費が、都市計画との適合性を判断する上でのひとつ

の要素となり、また、対象となる都市施設が、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置されているかどうか（13条1項11号）を確認する指針ともなっていることを意味している。

- (5) たった7年の間に事業費が約1.5倍になったということは、平成18年の事業認可の際、事業が都市計画に適合していなかったことを示すものであり、そもそも都市計画の対象となっている都市施設自体が、適切な規模で必要な位置に配置されていなかったことを推認させるものであるといえる。
- (6) なお、事業費の点については、今回の事業認可申請書の内容を確認した上で改めて主張する。

以上